

2020 年 4 月 1 日

介護医療院事故発生時の対応マニュアル

白浜はまゆう病院介護医療院

1. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した際には、救急処置等の必要な措置を講じる。

2. 事故報告

- (1) 事故が発生した場合は、計画担当介護支援専門員に報告を行う。
- (2) 報告を受けた計画担当介護支援専門員は速やかに、院長、副院長、事務長、看護部長等に報告を行うとともに、市町村、入院患者の家族等に連絡を行う。

3. 記録について

- (1) 事故の状況及び事故に際して採った処置については、計画担当介護支援専門員が記録を行い、2 年間保存をする。

4. 損害賠償について

- (1) 入院患者に対して、当院の療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

5. 再発防止について

- (1) 計画担当介護支援専門員はリスクマネジメント委員会、医療事故調査委員会に参加し、事故原因を十分検討し、検討結果を職員に周知し再発の防止に努める。